

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件

地域振興についての検証（平成 21 年 12 月定例会で報告）

2 調査目的

地域資源を生かして地域ごとの個性を發揮し、住民自らが誇りのもてる地域社会づくりが活発化してきている。本町においても、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会づくりが求められており、地域振興について調査を行ない、平成 21 年 12 月定例会で報告を行った。その後、平成 24 年 6 月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 24 年 3 月 16 日 (会期中、担当課より聞き取り調査)

平成 24 年 3 月 29 日

平成 24 年 4 月 10 日

平成 24 年 4 月 17 日

平成 24 年 4 月 26 日

平成 24 年 5 月 2 日

平成 24 年 5 月 24 日

平成 24 年 5 月 31 日

4 検証結果

(1) 地域コミュニティーの構築について

[前回の意見]

ア 住んでいる地域を自分達の力で自主的に住みよくしていくためには、地域の担い手となるリーダーの存在が重要であり、リーダーの育成が必要である。よって、住みやすい地域づくり活動交付金の交付対象事業として、リーダー育成のための支援制度を立ち上げるべきである。

イ これまで過疎法により、過疎地域における生活環境の整備や地域の自立促進に向けて支援措置が講じられてきた。一層充実した新過疎法の制定に向け働きかけるべきである。

[検証の結果]

ア 「住みやすい地域づくり活動交付金」では、部落行事支援事業として団体等への研修に係る交通費なども対象としており、学習や研修を通してリーダー育成が図られていくものと想定していることから、リーダー育成に限った支援制度は立ち上がってはいない。

また、平成 23 年度より部落会の枠を超えてグループ、団体等が新たなまちおこし活動をするための「まちおこし活動応援補助金」が創設され、地域の人材及び後継者を育成するための活動にも補助金（経費の 50% 以内最高 5 万円、3 カ年まで）が

交付されている。平成 23 年度は一団体（清河八郎顕彰記念事業、月山山麓・回天の道アドベンチャーラン大会）に交付されている。

さらに、平成 23 年度から遊佐町・三川町との 3 町による広域連携人材育成事業として、次代を担う若者にターゲットを絞った人材育成にも取り組んでいる。

イ 過疎法の失効期間が延長（平成 22 年度～平成 27 年度）された。

今回の法改正により、過疎対策事業債の対象にこれまでのハード事業とともにソフト事業も活用できることになった。今の地域で暮らし続けたいという住民の生活の維持を基本に据え、過疎地域の自立促進を図っていくことが求められる。

（2）移住定住の促進及び支援について

[前回の意見]

ア 本町の定住対策事業では、定住に関する施策をわかりやすくするための定住促進総合ガイドの作成や、臨時雇用を活用しての空き家の実態調査を行っており、窓口対応についてはワンストップ窓口対応に努めているが、先進自治体に比べると未だ不十分である。そのため、相談者からより信頼してもらうためにワンストップサービス体制の構築に、より一層力を入れるべきである。また、今後の需要動向をふまえた上で専属の人員の配置が必要である。

イ 本町では、ホームページで定住支援サイトを開設し、空き家情報や空き地情報などを発信し、効果があがりつつある。より効果をあげるために、きっかけづくりのための交流事業や移住希望者の不安を払拭するための取組みが必要である。例えば、本町の交流事業に参加してもらい、希望者にはお試し体験住宅で生活していただきたり、仕事の相談や移住先の代表者との面談を行なうなど、移住希望者とのきっかけづくりや不安を払拭するための取組みを実施すべきである。

ウ 本町では、今年度より若者定住促進事業を実施しているが、若者の流出を抑えるためには雇用の場の確保も重要であり、企業誘致にこれまで以上に力を入れると共に、既存の支援制度のさらなる充実強化を図り、地場産業の育成に努めるべきである。

エ 本町では、ホームページで定住支援サイトを開設して、定住促進に取り組んでいる。その中の、庄内町の魅力一覧で、子育て応援メニューについては 45 項目を紹介しているが、福祉支援制度については、無料入浴券のみの紹介である。団塊世代の定住促進として、福祉支援制度の紹介も充実すべきである。

[検証の結果]

ア 平成 21 年度から、県の緊急雇用対策での臨時職員（空き家調査）を雇用し正担当 1 名、副担当 2 名の体制で対応をしてきている。相談については、平成 23 年度 34 件の相談があり内訳は県内の人が多く、大半は空き家情報に関する内容であった。窓口対応については、ワンストップサービス体制になりつつある。

また、需要動向からみて専属の人員配置については現段階では踏み込めるまでには至っていない。

イ 平成 21 年度から 3 年間は、定住希望者はほとんどが近隣市町村在住者である。空き家物件が登録されている行政区長との面談を行い、行事や約束事、文化を紹介し

て不安を払拭するようにしている。

仕事の相談、特に営農に関する相談には農林課、農業委員会も交えて相談業務を行っているが近隣市町村在住者が大半のため、就職についての問い合わせはほとんどない状況にある。

ウ 「庄内町工業団地たちかわ」に第2種苗センターが増設され、種苗の生産能力が1.6倍に拡大された。地場産業である花卉の販売額の倍増が期待される。なお、「庄内町臨空工業団地あまるめ」には食肉の関連企業が工場増設の予定をしており約40人の雇用が期待できる。

エ 福祉支援制度の紹介については、無料入浴券に加え健康診査・検診関係、「元気でご長寿日本一」町民運動、予防接種や北月山荘、町営バス等についても掲載している。

(3) 地域資源を活かした交流人口の拡大について

[前回の意見]

ア 岩魚、鮎、山菜、そば、名水百選の立谷沢川、山荘、羽黒古道、月山登山、炭焼きなど、立谷沢地区には地域おこしの条件が揃っているので、それらの資源を活用した食材等を提供する拠点づくりに力を入れるべきである。

イ 農山村の文化的な地域資源も含め立谷沢川流域の魅力を満載した、宿泊付きの体験ツアーを企画すべきである。

[検証の結果]

産業建設常任委員会が平成21年12月議会において調査報告した「観光振興における地域資源の掘り起こし」の提言について、今回実施状況を検証している。

地域資源を活かした交流人口の拡大については、その内容が含まれている。

(4) 大学等との連携による地域の活性化について

[前回の意見]

ア 第三者の目線での地域の活性化として、大学生より本町のイベントやグリーンツーリズムに参加してもらい、共に実施する仕組みづくりなど、若者達の感性を取り入れるべきである。

イ 東北公益文科大学では、平成18年に地域との窓口として地域共創センターを開設している。本町でも、地域の活性化のために積極的に活用すべきである。

ウ 庄内総合高校では様々な活動を実施しており、今後も庄内総合高校との連携を密にして、地域の活性化を促進すべきである。

[検証の結果]

ア 「月の沢龍神街道雪まつりスノーアートフェスティバル」には大学生が企画段階から参加しており、共に実施する仕組みづくりが始まっている。

イ 町の各種審議会やイベント等に東北公益文科大学の先生より協力を頂いているが、直接的な「地域共創センター」との連携には至っていない。

ウ 庄内総合高校後援会への負担金を増額している。校外活動時のマイクロバス借上げ（福祉施設訪問、観光プラン作成等）や、夏宵まつり・秋まつり・ボランティア

活動などの地域行事参加経費に活用されている。引き続き情報発信シートや広報し
ょうないでの情報発信、公共施設の利用料減免、インターンシップ受入れ等の支援
をして連携を密にしている。

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件

危機管理についての検証（平成 23 年 3 月定例会で報告）

2 調査目的

自然災害に対する地域防災計画の検証と危機管理を課題として捉え、災害の発生と拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対して、どのような弱点があるのか、具体的に把握し、その対策について調査を行ない、平成 23 年 3 月定例会で報告を行った。その後、平成 24 年 6 月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 24 年 3 月 16 日	(会期中)
平成 24 年 3 月 29 日	(担当課より聞き取り調査)
平成 24 年 4 月 10 日	(担当課より聞き取り調査)
平成 24 年 4 月 17 日	
平成 24 年 4 月 26 日	
平成 24 年 5 月 2 日	
平成 24 年 5 月 24 日	
平成 24 年 5 月 31 日	

4 検証結果

(1) 地域防災計画について

[前回の意見]

ア 防災計画の構成について

非常にわかりにくく実用的でない。災害の種別ごとの構成にすべきである。

イ 防災訓練について

淡路市においては、職員の召集について携帯電話のメール機能「防災ネット」を活用し、年に一度抜き内で召集訓練を行っている。災害時に的確な対応ができるよう職員非常参考訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練、他機関との連携訓練など実践的な図上訓練や避難・防災訓練などを繰り返し実施することで職員の災害対応の能力の向上に努める必要がある。庁舎での避難訓練も早急に実施すべきである。

また、対策本部における各部・各班の担当課、対策事項は定められているが、詳細に定めた活動マニュアルを作成し、実践的な訓練を行う必要がある。

ウ 職員に対する防災教育について

防災に携わる職員が着任後、一定期間集中的に研修を行う制度の整備、また習熟度に応じた研修の実施が必要である。(消防大学校における自治体の防災担当職員への危機管理講習会、総務省消防庁における「防災・危機管理カレッジ」、県の消防学校での研修会)

また、災害対策本部、災害対策連絡会議における意思決定において、本部長・議長を補佐する専門知識が豊富で、消防業務にも精通している危機管理監の配置も考慮すべきである。

エ 避難勧告等発令基準の明確化について

京田川や立谷沢川流域においても発令基準を明確にしておくべきである。なおかつ、あらかじめ自主防災組織などに役場と情報交換を行う担当の住民を複数定めておくなど、住民による「災害モニター（仮称）」制度を構築すべきであり、この場合定点観測地点を定めておく必要がある。また、対象範囲を細分化し、適切な範囲での勧告等を出す工夫や、放送時間や場所、内容にも工夫をする必要がある。自主防災会での伝達についても要綱などを整備し緊急性の高い場合などは、独自に行うことができるようになることが望ましいし、個別での確認もまた必要である。

[検証の結果]

ア 防災計画の構成について

平成 24 年度に地域防災計画を見直す予定である。

イ 防災訓練について

避難誘導、初期消火訓練等は実施しているが、詳細に定めた活動マニュアルに沿ったより実践的な訓練は行われていない。本庁舎での避難訓練は平成 23 年度に初めて実施している。

ウ 職員に対する防災教育について

担当職員への危機管理講習会等への研修は実施されていない。危機管理専門員は平成 24 年 5 月 1 日より配置された。

エ 避難勧告等発令基準の明確化について

発令基準については、地域防災計画の見直しの中で検討するとしているが、「災害モニター（仮称）」制度は検討されていない。自主防災会の育成・強化について、規定や独自の裁量権などの具体的な取り組みはされていない。

地域防災計画については、計画の見直しや職員の抜き打ちでの招集訓練、対策本部での具体的な活動マニュアルや防災担当職員の研修、避難勧告発令基準の明確化など、具体的な提言に沿ってただちに取り組むべきである。

(2) 災害時の対策本部と情報管理について

[前回の意見]

ア 災害対策本部の設置について

現地対策本部設置基準についても検討すべきであり、連絡については徹底すべきである。

イ 災害対策本部の構成について

効果的な活動を促進するためにも、自主防災組織の代表にも加わってもらう内容にすべきである。

ウ 情報伝達手段について

広報車や個別訪問、マスコミよりの送信など多様な手段を用いての伝達が必要で

ある。特に、大雨時に防災行政無線やテレビ等では十分に対応できない屋外の人に伝達できるエリアメールなどの導入、現在消防団で活用している「防災G I Sメールシステム」の町民向けの活用、更に将来的には公共コモンズの普及に合わせた活用も視野に入れるべきである。

エ 災害時行動指針について

町民用のマニュアルについても作成すべきである。

[検証の結果]

ア 災害対策本部の設置について

地域防災計画の見直しの中で検討予定である。

イ 災害対策本部の構成について

地域防災計画の見直しの中で検討予定である。

ウ 情報伝達手段について

エリアメールは、NTTドコモは昨年12月から開始されている。4月15日よりKDDI、4月26日よりソフトバンクが運用を開始している。

エ 災害時行動指針について

家庭用「防災シート（仮称）」を作成配布予定だが、地震対策編・風水害編など詳細なマニュアル作成の予定はない。

災害時の対策本部と情報管理については、災害の経験を活かすためにも、多様な情報伝達手段の確保、町民用災害別マニュアルの作成など、強い危機意識を持つてすみやかに取り組むべきである。

(3) 防災組織について

[前回の意見]

ア 消防団員の確保対策について

班の編成については、一集落一班体制が基本になるものの将来の人口・年齢動態を鑑み、地域防災力を維持しつつ再編をも視野に入れるべきである。また、同世代、同居住、同目的、地元への奉仕の精神涵養と位置づけ、いざという時に頼りになる、存在感のある組織として脱皮すべきである。

また、消防団OBも正式な位置付けをすべきであり、役場内にも班を組織すべきである。

加えて、町では平成22年から、「消防団協力事業所」の認定制度が開始された。法人事業税を減免したり、公共事業の入札参加資格で加点している自治体もある。本町でも積極的に呼びかけを行い他の自治体にならって支援策を付与すべきである。

施設、設備、資機材については、ヘルメットの耐用年数や防火服の配備、積載ポンプ車への更新配置、豪雨時の土嚢や砂の備蓄、ポンプの長時間運転時の燃料確保（GSとの契約）など課題は多く、順次計画的に対応していくべきである。

イ 自主防災組織の活動について

日常の自治会やPTAの行事、環境保護活動やお祭りなどと、避難訓練、消火器使用訓練、初動訓練などを組み合わせて、地域コミュニティの維持と共に防災活動、

意義の向上を図っていくことが求められる。また、救命救急講習やAEDの講習も万一の時には有効である。

また、行政の本来目的は、住民の生命と財産を守ることであり、防災担当職員ばかりでなく、全職員がそれぞれ担当の自主防災組織とつながりを持ち、地域の実情や問題点、課題を頭に入れておくこともいざという時のために有効である。

[検証の結果]

ア 消防団員の確保対策について

班編成については、平成23・24年度に第2分団及び第10分団の編成替え、第13分団と第14分団の統合と編成替えを行っている。

消防団OBの協力は、自主防災組織と併せ特に日中の災害時に活動できる体制づくりが必要であるとしている。

消防団員協力事業所への税の減免や入札参加資格への加点は行っていない。

施設、設備、資機材の更新は年次的に実施しており、小型ポンプ積載車やポンプ自動車を分団に配備し出動基準を設け活動している。

土嚢や砂の確保は自主防災組織と消防団の連携により準備・保管を行っている。

イ 自主防災組織の活動について

自主防災組織の活動状況は平成23年度30集落から報告があった。訓練や講習及び資機材の配備を活発に実施している集落と、そうでない集落との隔たりがあり、住民の危機意識の高揚を図るため新年度から危機管理専門員を配置し、自主防災組織及び消防団との連携強化を図る予定である。

防災組織については、地域防災力を維持、強化していく上で、消防団員の確保や自主防災組織の活発な活動は欠かせない。関係組織との緊密な連携のもと、防災力の強化に努めるべきである。

(4) 災害に強い町づくりについて

[前回の意見]

ア 本庁舎の耐震対策について

平成21年に示された、大規模（ハード）事業優先順位（案）の中には、庁舎の改修・改築の予定はない。しかし、高質・効率的な行財政運営をしていく上での、肝心要の本庁舎が地震により他の公共施設より、いち早く倒壊することは避けなければならない、早急に対応を検討すべきである。

イ 災害の教訓と総括について

視察させていただいた佐用町の報告書の考察にも触れた通り、災害当時の生々しい状況が目に浮かぶような、説明・検証報告書であり、その中で防災体制の不備や混乱する応急対応の不手際、復旧活動の反省など、まさに全てをさらけ出しての検証であった。この経験を後世の防災対策に活かすことが、検証報告書を意義あるものにすることだと思われる。

本町でも平成20年8月14日のゲリラ豪雨を経験している。不備や不手際はなかったのか、被害を最少減にとどめる可能な策はなかったのか、一つひとつ検証しな

がら明くるかわからない災害に備えるべきである。

ウ 市街地・山地排水対策について

現在計画されている排水対策が実施されれば多少なりとも解消できるのではと期待されるところである。しかしながら、抜本的な解決策とはならず、今後新たな水路改修や雨水貯水タンクの設置、調整池も選択肢の中に入ってくるものと思われる。

一方、下流の状況を考慮すると、一方的に排水できればよいということにはならないし、排水することによって新たな冠水域が発生しかねない。また、土地改良施設利用料負担金として、町で 399.5 万円を拠出しているが、負担額算出の基本年より 20 年以上経過し、その間宅地排水の増加、除排雪の利用、流入生活ゴミの処理など、年々維持管理費が増加している。今後検討すべき課題である。

山地排水対策についても、堰の嵩上げなどを実施している箇所もあり、改修と合わせて今後計画的に対策を講じていく必要がある。

エ 情報伝達と初動体制について

平時から、町から発信する防災情報の考え方や意味・内容等について、研修会の開催やパンフレット配布などで理解を得て、いざという時の行動指針にする必要がある。また、防災行政無線を補助する伝達ツールを確保しておく必要がある。

また初動体制については、日頃から安全性の高い避難路、避難先（指定場所、公民館や自宅の 2 階など）、避難方法（車は危険、夜間時など）を確認しておく必要があり、家庭用の防災マニュアル（風水害編、地震対策編）を作成し、啓発活動に生かすべきである。

オ ハザードマップの作成と活用推進について

先行集落にならい、積極的に働きかけを行いマップを作成すると共に、避難訓練等を実施し住民の意識高揚を図るべきである。

カ 公共施設と一般住宅の耐震診断と耐震改修について

昭和 56 年以前施行の住宅については、耐震補強工事に多額の費用が想定されることから、診断・改修が進まないものと思われる。持家住宅建設祝金制度に更に特典をつけ、改修を促すことも検討する必要がある。

公共施設及び下水道、水道、ガスの管路の状況はそれぞれの施工・敷設の年代を考慮し、年次計画を立てながら順次、耐震化を図っていくべきである。

[検証の結果]

ア 本庁舎の耐震対策について

今後、庁舎内の検討委員会で対応することになる。

イ 災害の教訓と総括について

平成 20 年度のゲリラ豪雨以降、下流への流れを良くする工事や越流を防止する工事等を実施してきた。しかし、近年の記録的な豪雨により、いたる所で冠水被害が起きている。

今後は、関係機関と連携し早期排水（消防団の配置及び排水ポンプ車による排水）を行うとしている。

ウ 市街地・山地排水対策について

平成 20 年に市街地排水対策調査を実施しているが、調整池の整備は概算工事費が多額なため、整備は難しいとのことである。

現在、東北農政局で幹線排水路の整備に向けた調査を実施する予定であり「最上川下流沿岸農業水利事業」の次期事業が平成 29 年より事業実施の運びとなれば、抜本的な対策が講じられるものと思われる。それまでの間、応急工事や貯留施設の検討をする予定である。

狩川地区の山地排水対策については、県営かんがい排水事業が平成 26 年度より工事施行予定である。

エ 情報伝達と初動体制について

防災情報の伝達方策としては、高齢者世帯や災害時要援護者世帯を始め屋内個別受信機や FM ラジオ等の活用が考えられ、今後検討する予定である。

家庭用「防災シート（仮称）」を作成し配布予定だが、地震対策編・風水害編など詳細なマニュアル作成の予定はない。

オ ハザードマップの作成と活用推進について

県が調査したデータを活用し、該当集落及び住民に順次、説明とマップの作成と配布を行っている。狩川地域づくり会議では、防災マップ作成講習会を平成 23 年度に行っている。

カ 公共施設と一般住宅の耐震診断と耐震改修について

「木造住宅耐震診断事業」の利用者数は、平成 23 年度までの合計で 16 件である。平成 23 年度からは、補助金の上限が 120 万円となる「木造住宅耐震改修事業」については、相談はあったものの申請はない状況である。「持家住宅建設祝金制度」や「リフォーム祝金制度」などと併用できる場合もあるが、その場合耐震改修は総合評点 1.0 以上にする必要があり、多額の費用が想定されることから進まない状況にある。診断を実施した住宅所有者へのフォローアップとともに各種制度の周知を図り、耐震改修を促していく予定である。

公共施設の耐震化率は、平成 23 年 3 月現在、147 件の内 112 件（76.2%）になっている。

下水道管の耐震化率は、平成 23 年 3 月現在、総延長 130.9km の内 78.3km（59.8%）になっている。

水道管の耐震化率は、平成 24 年 3 月現在、総延長 209.8km の内 27.8km（13.2%）になっている。

ガス中低圧管の耐震化率は、平成 23 年 3 月現在、総延長 249.8km の内 221.4km（88.6%）になっている。

それぞれ年次計画を立てながら順次、耐震化を図っていく予定である。

本庁舎の耐震対策、市街地の抜本的な排水対策、家庭用の防災マニュアルやハザードマップ作成、公共施設やライフラインの耐震化など、町民生活の安全・安心に直結する課題は山積している。排水ポンプ車の納入は 9 月以降の予定であり、過去の豪雨時期による稼動は困難である。

災害に強い町づくりについては、計画性を持って着実に施行・実施すべきである。

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件

人口の増加対策についての検証（平成 23 年 9 月定例会で報告）

2 調査目的

UターンやIターンなどの転入を促進する定住支援策を進めての住みたい町、住んで良かったと実感できる町、そして居住している町民が生涯住み続けたいと思う町づくりが必要である。そこで、人口の減少に歯止めをかけ、ひいては人口の増加に転ずる有効な対策・施策について調査を行ない、平成 24 年 9 月議会で報告を行った。その後平成 24 年 6 月議会までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 24 年 3 月 16 日 (会期中、担当課より聞き取り調査)

平成 24 年 3 月 29 日

平成 24 年 4 月 10 日

平成 24 年 4 月 17 日

平成 24 年 4 月 26 日

平成 24 年 5 月 2 日

平成 24 年 5 月 24 日

平成 24 年 5 月 31 日

4 検証結果

(1) 定住促進について

[前回の意見]

ア 情報発信と相談体制について

情報発信は、あくまできっかけづくりであり、そこから移住・定住につなげるためには、多用なニーズへの対応と決定するまでの丁寧な対応が欠かせない。

まず仕事、次に交流、お試し体験、資金相談、そして家を貸す人、住む人、受け入れる地域の対応などをクリアすべきである。

相談体制の構築にはワンストップ体制と、関係者の一層の連携が欠かせず、将来的には専任の人員配置も考慮すべきである。

イ 空き家対策と受け入れ体制について

空き家調査については、視察した高島市の空き家紹介システムが参考になる。実態調査などに理解と協力をしてもらえる地区・集落から集中して実施すべきである。

その上で、貸し出す際のリフォームの補助、或いは町が借り受けてリフォームを行った後に貸すなどの施策も有効である。

また、移住してくる人が地域での暮らし方を理解し、協調できることが重要であり予め情報を得る事も必要になってくる。そのために転入が増えつつある地区を対

象に、地区のガイドブック「地域の教科書」も試行すべきである。

ウ 若者定住対策について

持家住宅建設祝金の件数の内、若者（40歳以下）による1戸建ての新築割合が以外と少ない。ニーズはあっても使いづらいとすると、例えば地元金融機関と工務店が連携を図りながら町営住宅の1棟をモデルハウスとして建設をし、間取りなども注文に応ずる低廉なモデル住宅を提案すべきである。

[検証の結果]

ア 情報発信と相談体制について

イ 空き家対策と受け入れ体制について

これらについては、地域振興についての検証の（2）移住定住の促進及支援についての中のア・イで報告されているように、正担当1名、副担当2名の体制で対応してきている。窓口対応についてもワンストップ体制になりつつある。

また、需要動向からみて専属の人員配置までには至っていない。

リフォームについては、現在進められている「持家住宅建設祝金」「住宅リフォーム祝金」等も紹介している。

地区のガイドブック「地域の教科書」づくりには取り組んではいないが、引き続
き部落会等の行事や約束事について情報収集し、移住希望者に繋いでいる。

ウ 若者定住対策について

森林所有者、建築家、製材業者、工務店、金融機関等で構成する「庄内の森から始まる家づくりネットワーク」が鶴岡・田川と酒田・飽海で活動を行っている。

町内の若者定住の促進と町外から若者を呼び込むことをねらいとして、家賃助成・移住助成・定住助成を盛り込んだ「若者定住促進助成」を継続するとともに、若者向けに特化した町営住宅を平成23年度は7棟（7世帯）を建設、平成24年度に4棟（8世帯）の建設を予定し、移住・定住の促進を図っている。

なお、モデル住宅建設には取り組んでいない。

(2) 地域資源を活かした活力ある町づくりについて

[前回の意見]

ア 無いものねだりより在るものさがし

風車の町、月山山頂の町、良質米のルーツ「亀ノ尾」発祥の町、その他にも数限りなくある。また、それぞれの地域で地域の魅力を再発見すべきである。

イ 町民参画と協働のまちづくり

小浜市では、市職員と市民の協働による「新まちづくり推進プロジェクトチーム」を編成し、市の総合的な課題に取り組んで成果を上げている。それと並行して市民参画の「いきいきまちづくり委員会」を各地域に設置し、「現状はどうか、何が大事か、なにをやっていきたいか、そのために何が必要か」を考え、3年の年数を経て「地区振興計画」を作成している。それに沿って各地区ごとに特色ある活動（例えば環境を守る活動、伝承料理の継承、復活のイベント、きれいな水を活かした地酒づくり）などを行い、今では良い意味で地域間競争が起きているとのことである。

本町はどうか、「元気の出る地域づくりを応援します交付金」が地域づくり会議

に交付されているが、毎年同じような使われ方をしていないか。

例えば、会議のメンバー以外の役職をもっていない若い人達や女性達にじっくり計画・構想を練ってもらい、特色ある取組みを企画・実施してもらうことも一考である。

ウ 人材活用について

暮らしを豊かにするということは、物が溢れていることではない。自分のライフスタイルを持ち、オンリーワンの暮らしをすることだと思われる。暮らしを豊かに彩る手職のある人を活かし、それらを習作することを町民に広げるべきだと思われる。そのための人材活用、人材育成を行うべきである。

エ 地産地消から地産外消へ

一例として、農・商・工が連携した手づくりウインナー・ベーコンの製造などによる地域ブランド化、JAと食品加工業、製麺業とのコラボレーションでの米粉を利用しての菓子やピザ・パスタなど、物語を添えて開発を行い町外へ売り出すべきである。

オ 地域資源を活かした雇用の場づくり

本町の特性を活かした風力発電、木質バイオマス、小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進、スマートグリッド戦略の策定・推進など、省エネルギー・エコタウン構想の更なる推進などによる環境関連の研究施設・企業などの誘致による、地域資源を活用した雇用の場づくりに努めるべきである。

[検証の結果]

ア 無いものねだりより在るものさがし

このほど提案される町づくりの基本となる条例（案）の前文にも靈峰月山、清流立谷沢川、おいしい米のルーツ「亀ノ尾」に触れられている。

それぞれの地域での魅力の再発見については、前回の報告「情報発信について」の中での集落からの発信の例として、楨島集落のほうき作りを取り上げている。

イ 町民参画と協働のまちづくり

町づくりの基本となる条例（案）に参画と協働の基本について謳われている。

「元気の出る地域づくりを応援します交付金」の使われ方については、運動会や文化祭の他に、例えば第一公民館では「かがり火まつり」や「部落訪問駅伝競走大会」など、特色ある行事を開催している。

ウ 人材活用について

町づくりの基本となる条例（案）には、多様な人材が活躍できる場をつくり、多様で特色ある地域資源を活かしていくことが謳われている。付帯意見にも町民の得意技（技能、知識、経験、趣味など）の登録制度に触れられている。

これまでの観光専門員による地域資源を活かした取り組みなどは、正に「よそ者の視点」を持つ人が、特色ある地域資源にスポットライトをあてた事による相乗効果によるものと理解できる。

更に、このほど地域素材を活かした商品企画などに取り組む新会社が庄内町に設立される運びとなった。新しい社会モデルの創出とソーシャルビジネスカンパニーを目指しており、人材の活用につながることが期待される。

エ 地産地消から地産外消へ

新産業創造館の平成26年度のオープンに向けて、24年度は6次産業化の里づくり推進のための組織づくり、セミナー開催や起業家育成による人材育成、製造から販売に係るネットワークづくりによる支援体制を形成していくとしている。

オ 地域資源を活かした雇用の場づくり

町ではこれまで、町や民間事業者などが地域特性を活かした新エネルギーの導入や独自の省エネルギー事業を実施してきており、平成23年3月に策定された新エネルギー総合利用計画では、5つの重点プロジェクトを推進するとしている。

このほどの県の調査によると、本町は風力発電の適地とされている。その他にマイクロ水力や小水力発電、次世代エネルギーパークへの申請、バイオマスの利用推進などを検討していくとしている。

(3) 町の魅力づくりについて

[前回の意見]

ア こだわりの町づくりについて

現在、制定に向けて準備を進めている町づくりの基本となる条例に庄内町のまちづくりとなるキーワードを盛り込み、町民と共に上していくべきである。

イ 子育て支援の徹底化について

就園前の子どもの雨天時の遊び場の確保や休日保育の実施、東根市で計画されている子どもの遊び場整備などの遊育・共育の視点が必要である。雨天時などは、発想を変えて午前中など使用されていない屋内運動場などを開放するのも一考である。

ウ 人材育成について

小学生の北海道国内研修、高校生の海外研修が途絶えて久しい。有為な人材を我が町から輩出するためにも気宇壯大、外から日本、日本人、故郷を観る視点を養うべきである。

エ 安全・安心のまちづくりについて

安全・安心はまちづくりの基礎である。先の調査事件「危機管理について」で指摘した通り、組織整備、町土整備、着実な訓練、防災マニュアルの作成などの対策を講ずるべきである。

[検証の結果]

ア こだわりの町づくりについて

このほど提案される基本条例（案）の名称を「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」とし、親しみやすくみんなの条例になることを目指している。

イ 子育て支援の徹底化について

今までの施策の他に、平成24年度は家庭教育・子育て応援連携事業として「家族を幸せにするパパ・ママのチカラ講座」の開催や、子育てに関する情報を掲載した「子育てマップ」を作成するとしている。

ウ 人材育成について

小学生による南三陸町との国内研修は実施されているが、海外研修は実施されていない。

エ 安全・安心のまちづくりについて

安全・安心のまちづくりについては、過去の災害に対するそれぞれの対応を検証し、災害の発生と拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対して、どのような弱点があるのか、具体的に把握しておくことが大切である。災害対策を充実、強化し、災害における被害を最少減に抑え、同じような被害を生じることのない安全で安心な「住みやすく、住みつけたいまち」を築くことが強く求められている。詳細については「危機管理について」の調査報告書を参照されたい。